

# 「障がい者舞台芸術フェスティバル」オンステージ・フェス 「みんなでパフォーマンスの部」出演者選考要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、「障がい者舞台芸術フェスティバル」の中の「オンステージ・フェス」において設置した「みんなでパフォーマンスの部」(以下、「パフォーマンスの部」という。)の出演者の選考に必要な事項を定めるものとする。

## (企画委員の職務)

第2条 「障がい者舞台芸術フェスティバル」の企画委員は、企画委員会において審議し、「パフォーマンスの部」への出演を希望する応募者の中から出演者を選考する。

## (選考の対象)

第3条 企画委員は、オンライン・フェスに応募した者のうち、「パフォーマンスの部」への出演を希望するすべての応募者について審議し、選考しなければならない。

- 2 企画委員は、応募者のうち、過去2年以内に1か月以上個人的に指導をした者、師弟関係にある者、親族(四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族)又は選考委員本人の判断により選考を棄権したい者がいる場合は、その応募者の選考をすることはできない。その場合、企画委員は公益財団法人岐阜県教育文化財団事務局(以下、「事務局」という。)にその旨を届け出なければならない。

## (選考通過人数)

第4条 「パフォーマンスの部」への出演者は、応募者の中から少なくとも1組以上を選び、上限は設けない。ただし、会場の使用にあたり安全・安心の確保及びオンステージ・フェス全体の円滑な進行を妨げない規模とする。

## (選考基準)

第5条 選考は、「パフォーマンスの部」のモチーフとの親近性、「多様性」、「出演したい動機」などを評価基準とし、総合的に評価する。

(選考方法)

第6条 選考は、企画委員が自らの知見、事務局から提供される情報等を参考にして相互に意見交換を行い、前条の基準に照らして適格と判断した者を選考し、そのうち、事務局において出演する意思が最終的に確認できた者を出演者と決定する。

(選考結果の公表)

第7条 選考の結果については、出演が決定した者のみを公表し、選考内容については公表しないものとする。

(出演決定後の支援)

第8条 企画委員及び事務局は、出演者の決定後、そのパフォーマンスをステージ上で最大限に発揮できるよう、ゲストその他関係者と緊密に連携し、出演を支援する体制を組まなくてはならない。

(その他)

第9条 選考に関して、この要領に基づく処理が困難な問題が生じたときは、事務局が企画委員とその都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月8日から施行する。